

領事メール（２月２７日配信）
「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起 6

<ポイント>

- 2月26日現在、グアム島内において、新型コロナウイルスの発症例が確認されたという報告には接しておりません。
- グアム島への入国制限措置の内容に変更はありません。措置内容の詳細については、以下1. をご参照ください。
- 2月26日、グアム教育省は、島内の公立学校に対して学生及び教職員が学校主催の行事（修学旅行等）で日本を含む新型コロナウイルスの感染症例が確認された国・地域へ渡航することを禁止する措置を決定しました。詳細は以下2. をご参照ください。

<本文>

1. 1月31日、米国連邦政府が新型コロナウイルス対策として、米国への入国制限措置及び検疫を実施することを決めたことを受けて、グアム政府もそれに従い、外国人のグアムへの入国制限及び検疫を実施することを発表しています。現在も実施されている米国内への入国制限措置及び検疫措置の内容は以下のとおりです。

（1）米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴のある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く）

（2）米国到着日から遡って14日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及び、その家族又は永住者等は、最大14日間の強制（隔離）検疫措置。

（3）米国到着日から遡って14日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者等は、入国時のスクリーニング後、最大14日間の自主経過観察措置。

グアム入国時又はグアムに向かう機内の中で新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が認められた場合、グアム空港においてグアム保健局による検疫が実施されます。グアム及び米国への入国手続きについては、空港職員及び米国政府関係機関の指示に従うようお願いいたします。

2. 2月26日、グアム教育省（Guam Department of Education）は、同省が所管する島内の公立学校に対して、学校が主催する行事（修学旅行、人的交流事業等）において、日本を含む新型コロナウイルスの感染症例が認められた国・地域への生徒及び教職員の渡航を禁止すると通知しました。この決定は学校が主催する行事が渡航禁止の対象となっており、個人の私的渡航までも制限したものではありませんが、島内の公立学校に通うお子様をお持ちのご家庭で、今後日本への私的渡航の予定がある場合は、念のため学校側に日本への私的渡航に対する制限の有無、グアム帰国後の通学への問題の有無について事前に

確認されることをお勧めいたします。

併せて、同省は本年の学年度末（５月末頃）までの間、新型コロナウイルスの感染例が出ている国・地域からの学生又は学校による同省所管の公立学校への訪問は禁止すると発表しております。

３．新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（１）発熱，（２）咳，（３）息切れです。こうした症状を自覚した場合，自己診断はせずに，医師による適切な診断を受けてください。なお，医療機関に行く際は，必ず電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無，症状について事前に伝え，その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は，ホテル側に症状や状況を伝えた上で，ホテル関係者の指示に従ってください

また，感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを２０秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は，ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は，学校や職場には行かず，病院受診後は，不要な外出は避けること

その他の関連情報入手先

- ・厚生労働省（日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・国立感染症研究所（日本語）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・グアム政府観光局（日本語ページ）

<https://www.visitguam.jp/articles/>

- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）

<https://www.cdc.gov/>

- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の８時～１７時

電話：６７１－６３５－７４４７